

大和市選挙管理委員会 会議録

令和4年12月1日(木)

1. 本日の出席者

委員長	関	谷	廣	章
職務代理	大	谷	正	通
委員	石	井	利	宗
委員	遠	藤	健	一

2. 本日の事務局出席者

事務局長	菊	地	浩	之
次長	大	塚	健	太 郎
係長	渡	部	幸	司
主査	田	中	佑	樹
主事	遠	藤	凌	
再任用職	白	井	博	

3. 議事日程

報告第11号	登録の移替えをしたことについて
議案第84号	選挙人名簿から抹消した者を取り消すことについて
議案第85号	選挙人名簿から抹消することについて
議案第86号	選挙人名簿の登録について
議案第87号	50分の1の数について
議案第88号	3分の1の数について
議案第89号	6分の1の数について
議案第90号	在外選挙人名簿から抹消することについて
議案第91号	ポスター掲示場の設置様式を定めることについて
議案第92号	ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて
議案第93号	ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて
議案第94号	投票所入場整理券の様式を定めることについて
議案第95号	ポスター掲示場の設置様式を定めることについて
議案第96号	ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて
議案第97号	ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて
議案第98号	投票所入場整理券の様式を定めることについて

午前9時30分開会

事務局長

定刻になりましたので、選挙管理委員会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況について、報告いたします。

本日は、全員出席でございます。

本日の会議でございますが、付議されております案件は、報告案件が1件、議案が15件となっております。

それぞれ、重要な案件でございますので、慎重なご審議と意見交換をお願いいたします。

それでは、これから先の議事の進行につきましては、委員長をお願いいたします。

委員長

先ほど、報告がありましたとおり、本日は全員出席ですので、会議は成立しました。

これより、令和4年12月1日、大和市選挙管理委員会を開会します。

議事日程は、お手元に配付した次第のとおりであります。

まず初めに、日程第1、報告第11号、「登録の移替えをしたことについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

報告第11号を朗読し、件数表の数を報告する。「投票区間の異動でありますので、特殊なものはございません。」

委員長

事務局の説明が終わりました。

本件について、何かございますか。

－ 質疑無し －

次に、日程第2、議案84号、「選挙人名簿から抹消した者を取り消すことについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

議案第 84 号を朗読し、各抹消取消原因と人数について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。
本件について、何かございますか。

委員長

平成 18 年の職権消除の理由は何ですか。

事務局長

生活の実態がないため消除されました。

委員長

その他、何かございますか。

全委員

なし。

委員長

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

これより議案第 84 号、「選挙人名簿から抹消した者を取り消すことについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 84 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 3、議案第 85 号、「選挙人名簿から抹消することについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

議案第 85 号を朗読し、各抹消原因と人数について説明する。

委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
全委員	なし。
委員長	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。 － 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	これより議案第 85 号、「選挙人名簿から抹消することについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 － 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。 よって、議案第 85 号は原案のとおり決定しました。 次に、日程第 4、議案第 86 号、「選挙人名簿の登録について」を議題に供します。 事務局、説明をお願いします。
係 長	議案第 86 号を朗読し、今回の登録者数について説明する。 「12月1日における新規の登録者数は、男1,627人、女1,400人、合計3,027人です。また今回の登録による名簿登録者総数は男100,959人、女101,521人、合計202,480人となりました。」投票区単位で多い順に5つ、少ない順に5つ朗読する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
全委員	なし。
委員長	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。

委員長	<p>－ 各自議案を確認する。質疑はない。－</p> <p>質疑を終結します。</p>
委員長	<p>これより議案第 86 号、「選挙人名簿の登録について」を採決します。</p> <p>本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>－ 全委員挙手する。－</p>
委員長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第 86 号は原案のとおり決定しました。</p>
係 長	<p>次に、日程第5、議案第 87 号、「50分の1の数について」、日程第6、議案第 88 号、「3分の1の数について」、及び日程第7、議案第 89 号、「6分の1の数について」、以上3件を一括議題に供します。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第87号、議案第88号及び議案第89号について朗読し、それぞれの数とそれぞれの内容を説明する。</p> <p>「50分の1については条例の改廃・制定、監査請求及び市町村の合併協議会設置を首長に対する直接請求に必要な署名の数で、4,050人です。</p> <p>3分の1については議会の解散請求、市長・市議会議員・教育委員等の辞任請求に必要な署名の数で、67,494人です。</p> <p>6分の1については合併協議会の設置請求後に協議会が設置されなかった場合に協議会設置に関し住民投票を行うことを請求するためにそれぞれ必要な署名の数で、33,747人です。」</p>
委員長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について、何かございますか。</p>
全委員	<p>なし。</p>
委員長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>本件について、質疑、意見はございますか。</p>

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 87 号、議案第 88 号及び議案第 89 号までの 3 件を一括採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 87 号、議案第 88 号及び議案第 89 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 8、議案第 90 号、「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係 長

議案第 90 号を朗読し、抹消する者について説明する。

「今回の抹消者は女 1 名、です。今回の抹消により、現在の登録者数は、男 92 名、女 123 名、計 215 名です。」

委員長

事務局の説明が終わりました。

本件について、何かございますか。

全委員

なし。

委員長

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 90 号、「在外選挙人名簿から抹消することについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 90 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 9、議案第 91 号、「ポスター掲示場の設置様式を定めることについて」、日程第 10、議案第 92 号、「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて」、及び日程第 11、議案第 93 号、「ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて」、以上 3 件を一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係 長

議案第 91 号、第 92 号及び第 93 号を朗読し県議会選挙と知事選挙に関して掲示場の様式・区画数等、内容について説明する。「県議会選挙及び知事選挙第 5 号様式は 2 段となります。」「県議は 9 区画・知事は 7 区画まで区画番号を表示します。」「県議会選挙及び知事選挙のポスター掲示場において、表示・注意欄の下に接する区画を、選挙運動用ポスターの掲示に使用しない時は、当該区画を選挙啓発のために使用します。」

委員長

事務局の説明が終わりました。
本件について、何かございますか。

石井委員

県の選挙ポスターと市の選挙ポスターを同時に掲示する時はどのようにしますか。

係 長

市の選挙ポスターの上に県の選挙ポスターを掲示し、県の選挙期間は他の部分をシートで隠します。

委員長

その他、何かございますか。

全委員

なし。

委員長

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 91 号、「ポスター掲示場の設置様式を定めることについて」、議案第 92 号、「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて」、議案第 93 号、「ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 91 号、議案第 92 号及び議案第 93 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 12、議案第 94 号、「投票所入場整理券の様式を定めることについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係 長

議案第 94 号を朗読し、内容について説明する。

事務局長

公職選挙法施行令の改正により期日前投票の当日投票に行けない理由の欄が簡素化されて無くなる可能性があります。

石井委員

県内で転居した場合も選挙はできますか。

事務局長

県の選挙は 1 回目の転居で 3 か月要件を満たしていればできます。

委員長

事務局の説明が終わりました。
本件について、何かございますか。

全委員

なし。

委員長

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 94 号、「投票所入場整理券の様式を定めることについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 94 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 13、議案第 95 号、「ポスター掲示場の設置様式を定めることについて」、日程第 14、議案第 96 号、「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて」、及び日程第 15、議案第 97 号、「ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて」、以上 3 件を一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係 長

議案第 95 号、第 96 号及び第 97 号を朗読し市議会選挙と市長選挙に関して掲示場の様式・区画数等、内容について説明する。「市議会選挙第 2 号様式は 3 段、市長選挙第 1 号様式は 2 段となります。」「市議は 47 区画・市長は 5 区画まで区画番号を表示します。」「市議会選挙及び市長選挙のポスター掲示場において、表示・注意欄の下に接する区画を、選挙運動用ポスターの掲示に使用しない時は、当該区画を選挙啓発のために使用します。先程の県選挙と同様です。」

委員長

事務局の説明が終わりました。
本件について、何かございますか。

全委員

なし。

委員長

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 95 号、「ポスター掲示場の設置様式を定めることについて」、議案第 96 号、「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて」、議案第 97 号、「ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 95 号、議案第 96 号及び議案第 97 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 12、議案第 98 号、「投票所入場整理券の様式を定めることについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係 長

議案第 98 号を朗読し、内容について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。
本件について、何かございますか。

全委員

なし。

委員長

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

石井委員

ポスター掲示場の数はいくつですか。

事務局長

268 か所です。

石井委員

ポスター張りでお金は出ますか。

事務局長

単純労務は報酬が支給できます。

石井委員

選挙運動時に出るお金の決まりはありますか。

事務局長	選挙運動用自動車のドライバー、ウグイス嬢及びポスターを貼る労務者に対する報酬の上限額は公選法で決まっています。
委員長	質疑を終結します。 これより議案第 98 号、「投票所入場整理券の様式を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 － 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。 よって、議案第 98 号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の委員会に付議された案件は、すべて終了しました。 続きまして、次第3「事務連絡」について、事務局から報告をお願いします。
田中主査	次回の開催日程と13区懇親会について説明。
石井委員	次回の委員会の内容は何ですか。
事務局長	引き続き統一地方選挙に係る議案です。候補者が使用する物品に関する内容が主となります。
委員長	次回もご出席をお願いします。 続いて、次第4「その他」について、事務局から報告をお願いします。
係長	令和5年のスケジュールについて説明。
委員長	日程が入っているものは決定ですか。
事務局長	決定です。
石井委員	2月の委員研修会は開催されますか。

事務局長 4月に統一選挙があることから新型コロナ感染防止のため中止の可能性があります。

石井委員 神奈川県の小選挙区が変わりますが、何か影響はありますか。

事務局長 13区が再編され、大和・綾瀬・瀬谷区による構成となります。受付市などはまだ未定です。

係 長 11月の明推協研修会についてですが、再任用職の白井が9月までの任用となるため、日程を前倒しで開催する可能性があります。

委員長 以上で、本日予定されていた日程は、すべて終了しました。これを持ちまして、令和4年12月1日 大和市選挙管理委員会を閉会します。

午前10時30分閉会